

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月4日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社イトーキ

【届出者の住所又は所在地】 大阪市城東区今福東一丁目4番12号  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております)

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区入船三丁目2番10号

【電話番号】 03-5543-1701(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 森谷仁昭

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社イトーキ  
(大阪市城東区今福東一丁目4番12号)  
株式会社イトーキ東京本社  
(東京都中央区入船三丁目2番10号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社イトーキを指し、「対象者」とは、株式会社ダルトンを指します。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

株式会社ダルトン

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)7,350,000株(所有割合(注1)52.53%)を所有し、対象者を連結子会社としております。

今般、公開買付者は、平成28年8月3日開催の取締役会において、対象者普通株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決議いたしました。

本公開買付けに際し、公開買付者は、対象者の取締役会長であり第5位株主の矢澤英人氏(所有株式数449,400株(注2)、所有割合3.21%)及び対象者の顧問であり第7位株主の矢澤明人氏(所有株式数334,400株(注2)、所有割合2.39%)(以下総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、それぞれが所有する対象者普通株式の全て(合計783,800株、所有割合5.60%)について、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約」といいます。)を平成28年8月3日に締結しております。また、本取引によって対象者が公開買付者の完全子会社となった後、公開買付者は、応募予定株主に対し、対象者普通株式の一部を譲渡する予定です。当該譲渡を含む本応募契約の概要については、下記「(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成28年8月3日に公表した平成28年9月期第3四半期決算短信(以下「平成28年9月期第3四半期決算短信」といいます。)に記載された平成28年6月30日現在の対象者の発行済株式数(14,197,438株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(204,806株)を控除した株式数(13,992,632株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

(注2) 対象者の役員持株会における持分として、矢澤英人氏は449,400株のほか12,208株(小数点以下切捨て)(所有割合0.09%)、矢澤明人氏は334,400株のほか10,008株(小数点以下切捨て)(所有割合0.07%)に相当する対象者普通株式を間接的に保有しておりますが、本応募契約において本公開買付けに応募する旨を合意している対象者普通株式数には、役員持株会における持分は含まれておりません。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、1,979,000株(所有割合14.14%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(1,979,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者普通株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的としており、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,979,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限(1,979,000株)は、公開買付者が本公開買付け後に対象者の議決権の3分の2超を所有するべく、平成28年9月期第3四半期決算短信に記載された平成28年6月30日現在の対象者の発行済株式数(14,197,438株)から同日現在の対象者が所有する自己株式(204,806株)を除いた株式数(13,992,632株)にかかる議決権数(13,992個)に3分の2を乗じた数(9,328個)から、本書提出日現在公開買付者が保有する対象者普通株式数(7,350,000株)にかかる議決権数(7,350個)を控除した数(1,978個)に議決権1個を加え、1,000株を乗じた数(1,979,000株)としております。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者普通株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)により、対象者普通株式の全てを取得することを予定しております。

対象者が平成28年8月3日に公表した「支配株主である株式会社イトーキによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。 )によれば、対象者は、平成28年8月3日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記対象者取締役会の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、オフィス家具の製造・販売を主な事業としております。明治23年12月に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。昭和36年10月に大阪証券取引所市場第二部、昭和37年9月に東京証券取引所市場第二部に株式上場し、昭和62年6月には東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場一部指定を受けております。その間、昭和25年4月には製造部門が株式会社伊藤喜工作所として分離独立するなど時代に合った経営を行い発展してまいりましたが、平成17年6月に製造部門である株式会社イトーキクレビオ(旧株式会社伊藤喜工作所)と販売部門である旧株式会社イトーキの統合を行い、存続会社であった株式会社イトーキクレビオが株式会社イトーキに商号変更し、半世紀余ぶりにひとつの企業として現在の株式会社イトーキとなりました。

公開買付者は、上記の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計6回の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、企業価値向上に取り組んでまいりました。

公開買付者は、過年度の業績状況及び今後の公開買付者を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、公開買付者が創業130周年を迎える平成32年を大きな節目として展望した上で、平成28年から平成30年までの新たな3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。「時代の先端を切り開き、グローバル社会に貢献する高収益企業」の実現を目指して、「お客様活き活きを創出する」、「社員活き活きを向上する」、「地球生き生きに貢献する」、「時代の先端を切り開く」を重点方針とした経営戦略を強力に推し進め、一層の企業価値向上に取り組んでおります。公開買付者は、オフィス空間をはじめ、医療福祉、教育施設など、さまざまな施設市場に事業領域を広げており、研究施設市場については対象者を中心に事業展開をしております。

一方、対象者は、理化学用機器及び分析用硝子器具類の製作・販売を目的として昭和14年9月の創業以来、科学研究施設を事業の中心として設備機器・機械装置の製造・販売を行っております。平成7年3月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、現在はJASDAQ市場に株式上場しております。

対象者は、全国に販売拠点を配し、業界で唯一メンテナンス会社を有するなど、一気通貫の体制で確固たるブランド力を有しており、お客様からも高い評価を得ております。主力事業である施設機器分野では、平成26年5月に、「多様・可変・統一」の融合により新たなワークスタイルを提案する実験台と「安全・機能・省エネ」を極めた「ドラフトチャンバー」(局所排気処理装置)などで構成される基幹新商品である「ユニエックスラボ」シリーズを市場投入するとともに、対象者が提唱する、研究施設分野とオフィス分野の融合により、未来の社会に寄与する研究成果を生み出す革新的なラボ空間をお客様と共に構築していくための新しいコンセプトである「Lab lution(ラボリユーション)」に基づき、提案型ソリューション営業力の強化を図っております。また、機械装置分野では、「DRY&WET」(粉体加工技術と液体処理技術の融合)をテーマに、対象者グループ(対象者及びその連結子会社5社)が今まで培ってきた粉体と液体のノウハウを融合し、お客様の新たな価値創造にお役立てできるソリューションを提供すべく、連結子会社との情報連携を図り、様々な業界への幅広い営業活動を行っております。

また、平成27年12月には、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実による経営の透明性の向上及び迅速な意思決定の実現による経営の効率性の向上を目的に監査等委員会設置会社に移行しております。

公開買付者及び対象者は、両社の研究施設機器事業において協力関係を構築することにより、顧客サービスの向上に寄与し、両社の企業価値の向上を実現することを目的として、平成22年3月に資本・業務提携契約を締結しております。本提携に伴い、公開買付者は対象者の第三者割当増資(普通株式3,650,000株、1株当たり95円、平成22年4月12日払込、第三者割当増資後の議決権比率35.27%)を引き受け、対象者は公開買付者の持分法適用関連会社となりました。

平成23年2月には、市場での競争優位を獲得するには、業績責任を共有する連結グループ会社として共同して営業展開することにより市場での競合状態から早く脱却し、営業効率・営業効果を高めるとともに、両社ノウハウや技術力をさらに融合させた差別化商品の開発や徹底した原価低減が必要であるとの判断から、公開買付者は対象者の第三者割当増資(普通株式3,600,000株、1株当たり147円、平成23年4月18日払込、第三者割当増資後の議決権比率51.98%)を引き受け、対象者を連結子会社としました。

さらに、平成24年1月には、公開買付者の研究施設機器事業を対象者に譲渡し、当該事業の一体化と経営資源の機動的な活用を進めてまいりました。その後、公開買付者は、平成26年5月14日に相対取引により対象者普通株式100,000株を1株当たり153円で取得(取引後の議決権比率52.68%)しております。

公開買付者は、対象者を連結子会社とした後も、引き続き対象者普通株式の上場を維持する一方、資本・業務提携及び事業譲渡による効果を早期に実現させるべく、営業・生産・商品開発といったあらゆる側面において対象者との連携を進めております。具体的には、生産・商品開発面では対象者の基幹新商品である「ユニエックスラボ」シリーズの商品デザインの一部を公開買付者の開発部門が担当しており、同商品の金属製パーツは公開買付者の連結子会社から供給しております。また、公開買付者の病院向け木製家具の生産を対象者の連結子会社に委託しております。営業面では、相互に不足している製品を補完しあうクロスセルを継続・強化するとともに、両社の連携により大型の民間研究施設商談の獲得を進めております。併せて、両社代理店網の相互活用を進めるなど、これらの連携により、対象者の事業基盤は一定程度強化されたものと考えております。さらに、両社の経営陣による定期的な会合を開催するとともに、公開買付者から対象者に取締役を派遣するなど、グループとしての経営の一体化を図っております。

しかしながら、対象者の主力事業分野である施設機器分野においては価格競争が激化しております。また、直近の平成28年9月期業績は、国立大学法人施設整備予算を主とした官公庁需要の低迷を受けて売上が予想を超えて鈍化しており、大変厳しい状況にあります。

こうした対象者の状況を踏まえ、公開買付者はグループとしてのさらなる経営の一体化が必要であると認識し、平成28年2月下旬から対象者を含めた公開買付者グループ(公開買付者及びその子会社27社)の将来的な企業価値の向上に向けた方策について具体的な検討を開始しました。検討開始後の平成28年4月25日付けで対象者は平成28年9月期業績予想数値を大幅に下方修正するに至っておりますが、公開買付者グループが一層の発展を目指していくためには、公開買付者の連結業績への貢献という面で連結子会社の中で最も重要な位置付けである対象者において、施設機器分野ではさらなるシェア拡大を図るとともに、今後成長が見込まれる市場を有する機械装置分野では収益力を強化していくことが必要不可欠であり、対象者に対して、公開買付者が有する経営資源をこれまで以上に投入していく必要があると考えております。そのためには、対象者を完全子会社化(その後に実施予定の下記「(4)公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載の対象者株式の譲渡を含みます。)し、両社の資本関係をより強固にすることにより、公開買付者が有する経営資源について対象者との共有化をさらに進めることなどにより、公開買付者との一体経営を実現するとともに、事業運営におけるさらなる意思決定の迅速化を図ることが必要であるとの判断に至りました。

公開買付者は、対象者が完全子会社となることで、公開買付者が有するインフラや人材をはじめとする経営資源を対象者がより積極的に活用することにより、対象者の事業基盤を一層強化できるとともに、対象者が今後検討する設備投資やM&A等の成長戦略に基づく投資も可能になると考えております。また、公開買付者においては、対象者と一体となった大型研究施設や教育施設への取り組みの強化、対象者の連結子会社を活用した木製家具の内製化によるグループとしての収益拡大等が期待できるものと考えております。

公開買付者は、上記判断を踏まえ、平成28年3月下旬に対象者に対して、本取引の提案を行い、その後平成28年4月中旬に対象者から検討する旨の回答を受け、平成28年4月下旬より具体的な協議を開始し、これまでに複数回の協議を重ねてまいりました。

その結果、対象者と公開買付者は、両社の資本関係を一体化した上で、双方の経営資源をこれまで以上に相互に活用し事業強化を図っていくことが、対象者を含めた公開買付者グループ全体の企業価値の向上に資すると判断いたしました。

そこで、公開買付者は、平成28年8月3日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年3月下旬に公開買付者から本取引に関する提案を受けて協議を開始し、平成28年6月中旬に、公開買付者から、公開買付者が対象者普通株式を対象とする本公開買付けを行い、その後一連の手続により対象者を完全子会社化することを企図していること、本公開買付けの公表日として平成28年8月初旬を想定しているとの具体的な提案を受けたことから、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所(以下「梅ヶ枝中央法律事務所」といいます。)をそれぞれ選任し、さらに、当該提案を検討するための対象者の諮問機関として第三者委員会を平成28年6月24日に設置した上で、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について、公開買付者及びそのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)との間で複数回に亘る協議・検討を重ねてきたとのことです。本取引のうち、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)については、対象者は、平成28年7月上旬に公開買付者から初期的な提案を受けた後、公開買付者及びSMB C日興証券との間で協議・交渉を複数回行いました。その結果、公開買付者より、公開買付者が当初提示した価格(230円)を上回る公開買付価格として、1株当たり240円とする旨の最終提案を受けるに至ったとのことです。

その上で、梅ヶ枝中央法律事務所から受けた法的助言、並びにブルータス・コンサルティングから平成28年8月2日付けで取得した対象者普通株式に係る株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)の内容及び当該内容に関する同社からの説明を踏まえつつ、上記第三者委員会から平成28年8月2日に提出された答申書(以下「本答申書」といいます。)の内容(詳細については、「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け等の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における第三者委員会の設置」に記載のとおりです。)を最大限に尊重しながら、本取引について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者としては、以下のとおり、本取引は対象者の企業価値の一層の向上に資するものであるとの結論に至ったとのことです。

主力事業における施設機器分野におきましては、平成22年3月の公開買付者との資本業務提携や、平成24年1月に行われた研究施設機器事業の統合以降、公開買付者との間で営業・生産・商品開発の分野で連携を進めてきており一定の効果を上げつつあるとのことです。もっとも、同分野における主要顧客である国立大学法人の施設整備費予算が年々縮小傾向にあるほか、官需民需ともに競合他社との価格競争並びにシェア争いが激しさを増してきており、こうした市場環境において、対象者は、競争力をより一層強化することが必要であると認識しているとのことです。本取引によって公開買付者の完全子会社となることにより、公開買付者との営業・生産・商品開発の分野における連携が一層強化されるほか、双方が保有する市場データの相互活用や公開買付者の販売網の利用による対象者製品の販売拡大、公開買付者のノウハウの利用による原価低減や業務改善、業績管理の推進、人材交流による業務の活性化など、公開買付者の有する経営資源の活用が可能となり、対象者の競争力強化に資するものと考えられるとのことです。また、対象者の子会社である株式会社ダルトン工芸センターが有する木工加工の分野においても、木工製品群を擁する公開買付者からの受託生産の拡大が見込まれるほか、公開買付者の保有する製品企画ノウハウやデザインノウハウを吸収することにより、他の顧客向けのOEM生産(他社ブランドの製品を製造すること)の受注拡大も期待されるとのことです。加えて、今後さらなる成長のためには最先端技術の獲得や競争力ある新製品の開発が不可欠であり、それには相当規模の投資が必要となるとのことです。本取引によって公開買付者の完全子会社となることにより、かかる投資に際して公開買付者の資金力を活用することも可能となるとのことです。

対象者が成長事業と考えているもうひとつの機械装置分野におきましては、今後も需要の増大が見込まれるジェネリック医薬品市場をはじめとして、グローバル化する技術や市場に対応していくことが重要な課題であり、かかる課題解決策のひとつとして、近い将来、海外展開やM&Aなどを進めることを検討する必要があると認識しているとのことです。本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることで、こうした課題解決策を講じる際に、公開買付者の資金力を活用することも可能となるとのことです。

一方で、上記の公開買付者とのシナジー効果が期待される各施策をより効果的に実施し、より効率的に成果を得るためには営業情報系、基幹業務系の情報インフラの大胆な整備・再構築が喫緊の課題となっていますが、これにも相当規模の投資が必要であるところ、本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることで、こうした課題解決策を講じる際に、公開買付者の資金力を活用することも可能となるとのことです。

上述のとおり、対象者グループがさらに成長飛躍するためには相当規模の投資が必要なところ、これらの投資は、短期的には利益水準に悪影響を及ぼす可能性があり、中長期的に収益向上を実現できない場合には企業価値を下落させる可能性も否定できないと考えているとのことです。対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、こうした株主の皆様へのリスク負担を回避しつつ、これらの成長諸施策を実行することが可能となると考えているとのことです。さらには、事業運営における意思決定の迅速化を図ることが可能となるとともに、上場維持コスト等の軽減も見込まれるとのことです。

以上のとおり、対象者は、本取引により対象者の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することにしたとのことです。

対象者の取締役会の決議の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

### (3) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け成立後の対象者の具体的な事業戦略については、今後両社協議の上、決定していく方針ですが、平成31年に創業80年を迎える対象者は、主力事業の強化、成長分野の育成、経営基盤の強化・企業価値の向上を目指しており、これを実現するために、公開買付者は、対象者と一丸となって取り組んでいく予定です。

なお、現在対象者の役員9名のうち、公開買付者の取締役1名(牧野健司氏)、公開買付者の元従業員2名(安藤隆之氏、坂井邦雄氏)が対象者の取締役として在任しておりますが、本公開買付け成立後の対象者の役員構成及び顧問(矢澤明人氏)につきましては、現時点では具体的な変更の予定はございません。また、従業員の処遇につきましても、現時点では具体的な変更の予定はございません。今後の対象者の経営体制等につきましては、対象者のこれまでの経営方針や理念、社風等を尊重し、上記実現に向けた中で最適な体制の構築を検討していく予定です。

### (4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、応募予定株主との間で、平成28年8月3日付けで本応募契約を締結しております。

本応募契約において、応募予定株主は、本公開買付け価格が1株当たり240円を下回らないこと、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同すること、対象者の取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨表明すること、本公開買付けが開始され撤回されていないことを前提として、それぞれが保有する対象者普通株式全部(役員持株会における持分を含みません。)につき本公開買付けに応募すること、及び公開買付者以外の第三者による対象者普通株式を対象とする公開買付けが開始された場合を含め、本公開買付けに対する応募を撤回しないこととされています。

また、本応募契約において、公開買付者は、本取引終了後に応募予定株主に対して、対象者普通株式の一部を譲渡することを合意しており、譲渡価格は本公開買付け価格と実質的に同額とし、譲渡する株式数は、応募予定株主の合計数で対象者の議決権割合にして2%を上回らない範囲内としております。具体的な譲渡の時期については現時点では未定です。

応募予定株主の概要は以下のとおりです。

氏名	矢澤 英人	
生年月日	昭和20年10月17日	
本籍地	東京都	
職歴	平成17年 7月	(株)ダルトン代表取締役社長
	平成22年 6月	(株)ダルトン取締役会長
	平成22年11月	(株)ダルトン代表取締役社長
	平成26年12月	(株)ダルトン取締役会長(現任)
破産手続き開始の決定の有無	なし	
公開買付者との関係	矢澤英人氏が取締役会長を務める対象者は、公開買付者の連結子会社に該当します。	
譲受けの目的	対象者の取締役会長でありかつ創業家としての立場から、経営に参与し、対象者の企業価値の向上に向けた取組みを行うこと。	
所有する対象者株券等の数 (平成28年 8月 4日現在)	461,608株(所有割合3.30%) (注) 対象者の役員持株会における持分12,208株(小数点以下切捨て)を含みます。	

氏名	矢澤 明人	
生年月日	昭和20年10月17日	
本籍地	東京都	
職歴	平成17年 7月	(株)ダルトン代表取締役副社長
	平成22年 6月	(株)ダルトン顧問(現任)
破産手続き開始の決定の有無	なし	
公開買付者との関係	矢澤明人氏が顧問を務める対象者は、公開買付者の連結子会社に該当します。	
譲受けの目的	対象者の顧問でありかつ創業家としての立場から、対象者の企業価値の向上に向けた取組みに協力すること。	
所有する対象者株券等の数 (平成28年 8月 4日現在)	344,408株(所有割合2.46%) (注) 対象者の役員持株会における持分10,008株(小数点以下切捨て)を含みます。	

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けにより対象者普通株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者普通株式の全てを取得することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員に対し、その所有する対象者普通株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式等売渡請求」といいます。)する予定です。株式等売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員からその所有する対象者普通株式の全部を取得します。当該各株主の所有していた対象者普通株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対して、対象者普通株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式等売渡請求がなされた場合には、対象者の取締役会において当該株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、対象者普通株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを平成28年12月に開催が予定されている対象者の第71期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の付議議案とすることを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、交付されるべき株式の数が1株に満たない端数となる株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する対象者普通株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者普通株式の併合の割合は、本書提出日において未定ですが、公開買付者が対象者普通株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、本公開買付けは、本株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、裁判所に対してその所有する対象者普通株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。また、株式併合がなされる場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対してその所有する対象者普通株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当該対象者普通株式の買取価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、これらの申立てがなされた場合における売買価格及び買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外を対象者普通株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。なお、本公開買付けは、本株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記各手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認くださいようお願いいたします。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、本完全子会社化手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は上場廃止になります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式をJASDAQ市場において取引することができなくなります。



(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける買付予定数の下限を1,979,000株(所有割合14.14%)としており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の下限とはしてはおりませんが、公開買付者としては、下記 から までの措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における第三者委員会の設置

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照ください。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成28年 8月 4日(木曜日)から平成28年 9月15日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	平成28年 8月 4日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金240円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、S M B C日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>S M B C日興証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「D C F法」といいます。)を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はS M B C日興証券から平成28年8月2日付けで対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得しました。なお、公開買付者は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：153円～165円 D C F法：162円～261円</p> <p>市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成28年8月2日を基準日として、J A S D A Q市場における対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値153円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値156円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値165円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を153円から165円までと分析しております。</p> <p>D C F法では、対象者が作成した平成28年9月期から平成31年9月期までの4期の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が平成28年9月期第3四半期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を162円から261円までと分析しております。S M B C日興証券がD C F法の前提とした対象者の事業計画には、平成29年9月期から平成31年9月期において、いずれも施設機器分野におけるコストダウンの推進及び機械装置分野における売上の拡大による業績寄与等により、前期対比で大幅な増益となることを見込んでおります。具体的には、売上高は平成29年9月期には16,375百万円、平成30年9月期には18,342百万円、平成31年9月期には20,304百万円、営業利益は平成29年9月期には186百万円、平成30年9月期には362百万円、平成31年9月期には686百万円になることを見込んでおります。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果につきましては、考慮しておりません。</p>

	<p>公開買付者は、対象者に初期的な提案を行った後、公開買付者と対象者との間の協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に、S M B C 日興証券から取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果、平成28年6月下旬から7月下旬に実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者が公表している平成28年9月期連結業績予想から推測される対象者の平成28年9月30日現在の1株当たり純資産額見込み額(229円)、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の6ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成28年8月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり240円とすることを決議いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格240円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年8月2日のJ A S D A Q市場における対象者普通株式の終値175円に対して37.14%(小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの比率において同じとします。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値153円に対して56.86%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値156円に対して53.85%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値165円に対して45.45%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本書提出日の前営業日である平成28年8月3日のJ A S D A Q市場における対象者普通株式の終値169円に対して42.01%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>公開買付者は、平成26年5月14日に相対取引により対象者普通株式100,000株を1株当たり153円で取得しております。当該取引における取得価格と本公開買付価格との間には87円の差異がありますが、これは当該取得価格が取得日の終値であるのに対し、本公開買付価格は上記のとおり、平成28年8月2日の終値175円に対して37.14%のプレミアムを付した価格であるためです。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、グループとしてのさらなる経営の一体化が必要であると認識し、平成28年2月下旬から対象者を含めた公開買付者グループの将来的な企業価値の向上に向けた方策について具体的な検討を開始しました。検討開始後の平成28年4月25日付けで対象者は平成28年9月期業績予想数値を大幅に下方修正するに至っておりますが、公開買付者グループが一層の発展を目指していくためには、連結子会社の中で最も重要な位置付けである対象者において、施設機器分野ではさらなるシェア拡大を図るとともに、今後成長が見込まれる市場を有する機械装置分野では収益力を強化していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、対象者を完全子会社化し、公開買付者が有する経営資源について対象者との共有化をさらに進めることなどにより、公開買付者との一体経営を実現するとともに、事業運営における意思決定の迅速化を図ることが必要であると判断に至りました。</p> <p>公開買付者は、上記判断を踏まえ、平成28年3月下旬に対象者に対して、本取引の提案を行い、その後平成28年4月中旬に対象者から検討する旨の回答を受け、平成28年4月下旬より具体的な協議を開始し、これまでに複数回の協議を重ねてまいりました。</p> <p>その結果、対象者と公開買付者は、両社の資本関係を一体化した上で、双方の経営資源をこれまで以上に相互に活用し事業強化を図っていくことが、対象者を含めた公開買付者グループ全体の企業価値の向上に資すると判断いたしました。</p> <p>公開買付価格については、対象者に初期的な提案を行った後、公開買付者と対象者との間の協議・交渉の結果等を踏まえ、公開買付者は、最終的に、S M B C 日興証券から取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果、平成28年6月下旬から7月下旬に実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者が公表している平成28年9月期連結業績予想から推測される対象者の平成28年9月30日現在の1株当たり純資産額見込み額(229円)、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の6ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成28年8月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり240円とすることとし、本公開買付けを実施することを決議いたしました。</p>

( ) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、S M B C日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

S M B C日興証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びD C F法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はS M B C日興証券から平成28年8月2日付けで対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

( ) 当該意見の概要

S M B C日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法：153円～165円

D C F法：162円～261円

( ) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、対象者に初期的な提案を行った後、公開買付者と対象者との間の協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に、S M B C日興証券から取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果、平成28年6月下旬から7月下旬に実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、対象者が公表している平成28年9月期連結業績予想から推測される対象者の平成28年9月30日現在の1株当たり純資産額見込み額(229円)、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の6ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成28年8月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり240円とすることを決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。公開買付者がS M B C日興証券から取得した本株式価値算定書の概要については、上記「算定の基礎」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるブルータス・コンサルティングに対し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年8月2日付けで対象者株式価値算定書を取得したとのことです。ブルータス・コンサルティングは、対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、対象者は、ブルータス・コンサルティングから、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

ブルータス・コンサルティングは、対象者からの依頼に基づき、対象者の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、さらに対象者へのマネジメント・インタビューを実施した上で、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。

ブルータス・コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者がJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定するDCF法を用い算定を行っております。ブルータス・コンサルティングが上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 153円から175円

DCF法 190円から241円

市場株価法では、対象者株式価値算定書作成日である平成28年8月2日を基準日として、JASDAQ市場における対象者普通株式の基準日の終値175円、直近1ヶ月間の終値単純平均値153円、直近3ヶ月間の終値単純平均値156円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値165円を基に、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を153円から175円までと算定しているとのことです。なお、対象者は、平成28年4月25日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、ブルータス・コンサルティングは、当該公表後の市場株価の推移等に鑑み、市場株価に与える影響は軽微であり、市場株価法による算定において特段の考慮を要するものではないと考えているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成28年9月期から平成31年9月期までの4期の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が平成28年9月期第3四半期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を190円から241円までと算定しているとのことです。なお、割引率は6.848%から7.495%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%と算定しているとのことです。

ブルータス・コンサルティングがDCF法の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予想は以下のとおりとのことです。DCF法の算定の基礎となる上記事業計画には、平成29年9月期から平成31年9月期において、いずれも施設機器分野におけるコストダウンの推進及び機械装置分野における売上の拡大による業績寄与等により、当該期間において、前期対比で大幅な増益となることを見込んでいるとのことです。

なお、本取引の実行により実現することが期待される上場維持コストの削減については、株式価値の算定の基礎とされた財務予測に加味しておりますが、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映していないとのことです。

(単位：百万円)

	平成28年 9月期 (6ヶ月分)	平成29年 9月期	平成30年 9月期	平成31年 9月期
売上高	7,487	16,375	18,342	20,304
営業利益	342	186	362	686
E B I T D A	143	519	695	1,019
フリー・キャッシュ・ フロー	265	226	172	400

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会での本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における透明性及び客観性を確保するため、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである梅ヶ枝中央法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について、法的助言を受けているとのこと。なお、梅ヶ枝中央法律事務所は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、重要な利害関係者を有していないとのこと。

対象者における第三者委員会の設置

対象者は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者及び公開買付者から独立性を有する有識者である江嶋孝二氏(弁護士、弁護士法人北浜法律事務所パートナー)、山崎想夫氏(公認会計士、税理士、株式会社GGパートナーズ代表取締役)、郡司昌恭氏(公認会計士、税理士、郡司公認会計士事務所)の3名から構成される第三者委員会を設置し(なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。)、第三者委員会に対し、( )本取引の目的の合理性・正当性、( )本取引の条件の妥当性、( )本取引の手続の透明性・公正性、( )乃至( )を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか、を諮問し(以下、( )乃至( )の事項を「本諮問事項」といいます。)、これらの点についての答申書を対象者取締役会に提出することを囑託したとのこと。第三者委員会は、平成28年6月24日から平成28年8月2日までの間に合計6回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行ったとのこと。具体的には、第三者委員会は、本諮問事項の検討にあたり、まず、対象者より提出された各資料に基づき、公開買付者の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容、本取引の諸条件等について説明を受けると共に、これらに関する質疑応答を行い、公開買付者からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのこと。

また、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行っているとのこと。

さらに、第三者委員会は、ブルータス・コンサルティングから、同社が対象者に対して提出した対象者株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのこと。

第三者委員会は、それぞれの説明や質疑応答の内容を踏まえ、対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねたとのこと。

かかる検討の結果、第三者委員会は、平成28年8月2日に、本諮問事項につき、以下を内容とする本答申書を対象者取締役会に対して提出しているとのこと。

- (a) 現在、対象者を取り巻く業界内では競争が激化しており、これまで主要市場であった官公庁需要の施設機器分野については、今後も厳しい市場環境が予想される中で、対象者が公開買付者と一体となって事業に取り組むことにより、営業秘密やノウハウ、その他のリソースの共有が可能になり、さらに経営の効率化を高めることによってシナジーの実現を図るという判断には合理性が認められ、対象者の企業価値向上に資するものと考えられることから、本取引の目的には合理性・正当性が認められる。
- (b) 本公開買付価格は、ブルータス・コンサルティングによる中間報告の結果をもとに、対象者が公開買付者との間で複数回にわたる真摯な交渉を行い、当初提示額が引き上げられた結果であること、ブルータス・コンサルティングによる対象者普通株式の価値算定結果のほぼ上限の金額であること、直近における対象者普通株式の市場株価に対して加算されたプレミアムは、平成27年度及び平成28年度に実施された、本取引との類似事例(完全子会社化を目的とする公開買付け事例)におけるプレミアム水準と比較しても、遜色のないプレミアムが付加されたものであることを踏まえると、本取引の条件には合理性があり、妥当性が認められる。

(c) 対象者が、独立したファイナンシャル・アドバイザーから株式価値算定書を取得し、また、独立した法律事務所からの助言を受けて公開買付者との間で複数回に渡って交渉を行っていること、本取引の検討過程において対象者と利害関係を有する取締役が参加しておらず、意思決定に際しても参加しない予定であることを踏まえれば、本取引の手続については透明性・公正性が認められる。

(d) 以上の観点を踏まえ、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではない。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者取締役会は、梅ヶ枝中央法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから取得した対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者取締役会は、本取引について、( )本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、( )本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

そこで、平成28年8月3日開催の対象者取締役会において、対象者取締役である矢澤英人氏、安藤隆之氏、坂井邦雄氏、牧野健司氏を除く全ての取締役(5名(監査等委員3名を含みます。))の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。なお、対象者の取締役のうち、対象者の第5位の大株主である矢澤英人氏、公開買付者の元従業員である安藤隆之氏及び坂井邦雄氏、並びに現在公開買付者の取締役を兼務している牧野健司氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、対象者の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

対象者としては、以下のとおり、本取引は対象者の企業価値の一層の向上に資するものであるとの結論に至ったとのことです。

主力事業における施設機器分野におきましては、主要顧客である国立大学法人の施設整備費予算が年々縮小傾向にあるほか、官需民需ともに競合他社との価格競争並びにシェア争いが激しさを増してきており、競争力をより一層強化することが必要であると認識しているとのことです。本取引によって公開買付者の完全子会社となることにより、公開買付者との営業・生産・商品開発の分野における連携が一層強化されるほか、公開買付者の有する経営資源の活用が可能となり、対象者の競争力強化に資するものと考えられるとのことです。また、対象者の子会社が有する木工加工の分野においても、木工製品群を擁する公開買付者からの受託生産の拡大が見込まれるほか、公開買付者の保有する製品企画ノウハウやデザインノウハウを吸収することにより、受注拡大も期待されるとのことです。加えて、今後さらなる成長のためには最先端技術の獲得や競争力ある新製品の開発が不可欠であり、それには相当規模の投資が必要となるところ、公開買付者の完全子会社となることにより、かかる投資に際して公開買付者の資金力を活用することも可能となるとのことです。

対象者が成長事業と考えているもうひとつの機械装置分野におきましては、グローバル化する技術や市場に対応していくことが重要な課題であり、近い将来、海外展開やM & Aなどを進めることを検討する必要があると認識しており、公開買付者の完全子会社となることで、こうした課題解決策を講じる際に、公開買付者の資金力を活用することも可能となるとのことです。

一方で、上記の各施策をより効果的に実施し、より効率的に成果を得るためには営業情報系、基幹業務系の情報インフラの大胆な整備・再構築が喫緊の課題となっていますが、これにも相当規模の投資が必要であるところ、対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者の資金力を活用することも可能となるとのことです。

上述のとおり、対象者グループがさらに成長飛躍するためには相当規模の投資が必要となること、これらの投資は、短期的には利益水準に悪影響を及ぼす可能性があり、中長期的に収益向上を実現できない場合には企業価値を下落させる可能性も否定できないと考えているとのことです。対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、こうした株主の皆様へのリスク負担を回避しつつ、これらの成長諸施策を実行することが可能となると考えているとのことです。さらには、事業運営における意思決定の迅速化を図ることが可能となるとともに、上場維持コスト等の軽減も見込まれるとのことです。

以上のとおり、対象者は、本取引により対象者の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することにしたとのことです。

また、本公開買付価格が、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているブルータス・コンサルティングによる対象者普通株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定の結果を上回るものであり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、( )本公開買付け公表日の前営業日である平成28年8月2日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値175円に対して37.14%、平成28年8月2日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値153円に対して56.86%、過去3ヶ月間の終値単純平均値156円に対して53.85%、過去6ヶ月間の終値単純平均値165円に対して45.45%のプレミアムが加算されており、妥当なプレミアムが付されていると考えられること、( )利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主への配慮がなされていると認められること、( )利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して妥当なプレミアムを付した価格での売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。なお、対象者は、平成28年4月25日に、平成28年9月期第2四半期(累計)連結業績予想値及び平成28年9月期通期連結業績予想値の下方修正を内容とする「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、施設機器分野における国立大学法人施設整備費予算を主とした官公庁需要の低迷を受けて売上が予想を超えて鈍化したことを理由として、東京証券取引所の適時開示基準に従い行ったものであり、本取引に関連して、又は本取引を意図して行われたものではないとのことです。また、本公開買付価格(240円)は、当該下方修正の影響を受けていない当該下方修正の開示日の前々営業日である、平成28年4月21日の終値である175円を大きく上回るものであることから、当該下方修正に鑑みても、本公開買付価格は不合理ではないと判断したとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(注) ブルータス・コンサルティングは、株式価値の算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者より提供された財務予測に関する情報については、経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。



(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,642,632(株)	1,979,000(株)	(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,979,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,979,000株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数です。当該最大数は、平成28年9月期第3四半期決算短信に記載された平成28年6月30日現在の対象者の発行済株式数(14,197,438株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(204,806株)及び公開買付者が本書提出日現在所有する対象者普通株式数(7,350,000株)を控除した株式数(6,642,632株)となります。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	6,642
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年8月4日現在)(個)(d)	7,350
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年8月4日現在)(個)(g)	805
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成28年3月31日現在)(個)(j)	13,954
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	47.47
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$ )(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(6,642,632株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年8月4日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等(対象者が保有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年8月4日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成28年5月13日に提出した第71期第2四半期報告書記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、平成28年9月期第3四半期決算短信に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式数(14,197,438株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(204,806株)を控除した株式数(13,992,632株)に係る議決権の数(13,992個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年3月31日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。なお、応募の際にはご印鑑をご用意ください。

オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)(以下「日興イーリートレード」といいます。)による応募株主等は、日興イーリートレードログイン後、画面より「日興イーリートレード 公開買付け取引規程」を確認の上所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーリートレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)における日興イーリートレードのご利用申し込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注1)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。なお、日興イーリートレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について  
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)( 1 )	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)( 2 )	
B. 本人確認書類 (写真つき1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート( 3 )
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証( 4 )
		公務員共済組合の組合員証( 4 )
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の記載事項証明書( 2 )
		住民票の写し( 2 )

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報( 5 )
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証
	各種健康保険証( 4 )
	公務員共済組合の組合員証( 4 )
	パスポート( 3 )

- ( 1 ) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- ( 2 ) 住民票の写しなどは、発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- ( 3 ) パスポート公印(外務大臣印)が記載されているページまで必要となります。
- ( 4 ) ご住所の記入漏れがないようご確認ください。
- ( 5 ) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)  
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)

なお、日興イーリートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーリートレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,594,231,680
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	25,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,623,231,680

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(6,642,632株)に、本公開買付価格(240円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	5,342,867
計(a)	5,342,867

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,342,867千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### (2) 【決済の開始日】

平成28年9月23日(金曜日)

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イージートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

### (4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,979,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,979,000株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

### (4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)



## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数 の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

#### (2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日) 平成28年 3月23日 関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第 2 四半期(自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 6月30日) 平成28年 8月 2日 関東財務局長に提出

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社イトーキ

(大阪市城東区今福東一丁目 4 番12号)

株式会社イトーキ東京本社

(東京都中央区入船三丁目 2 番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成28年8月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8,231 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	8,231		
所有株券等の合計数	8,231		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成28年6月30日現在、対象者普通株式204,806株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数76個を含めております。なお、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年8月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成28年8月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	7,350 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	7,350		
所有株券等の合計数	7,350		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成28年8月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	881 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	881		
所有株券等の合計数	881		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成28年6月30日現在、対象者普通株式204,806株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数76個を含めておりません。なお、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年8月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	株式会社ダルトン
住所又は所在地	東京都中央区築地五丁目6番10号
職業又は事業の内容	科学研究施設・紛体機械等の製造販売
連絡先	連絡者 株式会社ダルトン 総務部 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-6800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	矢澤 英人
住所又は所在地	東京都中央区築地五丁目6番10号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ダルトン 取締役会長
連絡先	連絡者 株式会社ダルトン 総務部 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-6800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者との間で、買付け等の後に相互に対象者の株券等を譲り受けることを合意している者

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	安藤 隆之
住所又は所在地	東京都中央区築地五丁目6番10号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ダルトン 代表取締役社長執行役員
連絡先	連絡者 株式会社ダルトン 総務部 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-6800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	瀬尾 博幸
住所又は所在地	東京都中央区築地五丁目6番10号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ダルトン 取締役専務執行役員 株式会社ダルトン工芸センター 取締役
連絡先	連絡者 株式会社ダルトン 施設機器事業部 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-6835
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	春原 伸次
住所又は所在地	東京都中央区築地五丁目6番10号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ダルトン 取締役上席執行役員 株式会社ダルトンメンテナンス 監査役
連絡先	連絡者 株式会社ダルトン エンジニアリング統括部 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-6830
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	小林 恒夫
住所又は所在地	東京都中央区築地五丁目6番10号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ダルトン 取締役
連絡先	連絡者 株式会社ダルトン 総務部 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-6800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	矢澤 明人
住所又は所在地	東京都中央区築地五丁目6番10号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ダルトン 顧問
連絡先	連絡者 株式会社ダルトン 総務部 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-6800
公開買付者との関係	公開買付者との間で、買付け等の後に相互に対象者の株券等を譲り受けることを合意している者

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	吉永 勇一
住所又は所在地	静岡県藤枝市八幡407-3(株式会社ダルトン工芸センター所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ダルトン工芸センター 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社ダルトン工芸センター 連絡場所 静岡県藤枝市八幡407-3 電話番号 054-641-1131
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	古賀 強
住所又は所在地	大阪府東大阪市中石切町七丁目1番45号(不二パウダル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	不二パウダル株式会社 取締役
連絡先	連絡者 不二パウダル株式会社 連絡場所 大阪府東大阪市中石切町七丁目1番45号 電話番号 072-943-2203
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	及川 正博
住所又は所在地	東京都中央区築地五丁目6番10号(株式会社ダルトンメンテナンス所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ダルトンメンテナンス 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社ダルトンメンテナンス 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-8615
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	大滝 邦彦
住所又は所在地	東京都中央区築地五丁目6番10号(株式会社ダルトンメンテナンス所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ダルトンメンテナンス 専務取締役
連絡先	連絡者 株式会社ダルトンメンテナンス 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-8615
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	佐藤 憲一
住所又は所在地	東京都中央区築地五丁目6番10号(株式会社ダルトンメンテナンス所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ダルトンメンテナンス 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社ダルトンメンテナンス 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-8615
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	門馬 恒視
住所又は所在地	福島県いわき市中部工業団地8番地(株式会社テクノパウダルトン所在地)
職業又は事業の内容	株式会社テクノパウダルトン 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社テクノパウダルトン 連絡場所 福島県いわき市中部工業団地8番地 電話番号 0246-72-0461
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	齋藤 義幸
住所又は所在地	福島県いわき市中部工業団地8番地(株式会社テクノパウダルトン所在地)
職業又は事業の内容	株式会社テクノパウダルトン 専務取締役
連絡先	連絡者 株式会社テクノパウダルトン 連絡場所 福島県いわき市中部工業団地8番地 電話番号 0246-72-0461
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	荒木 和行
住所又は所在地	福島県いわき市中部工業団地8番地(株式会社テクノパウダルトン所在地)
職業又は事業の内容	株式会社テクノパウダルトン 取締役
連絡先	連絡者 株式会社テクノパウダルトン 連絡場所 福島県いわき市中部工業団地8番地 電話番号 0246-72-0461
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	桑原 敏之
住所又は所在地	大阪府東大阪市中石切町七丁目1番45号(不二パウダル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	不二パウダル株式会社 常務取締役 株式会社テクノパウダルトン 取締役
連絡先	連絡者 株式会社ダルトン パウダーシステム機器事業部 連絡場所 東京都中央区築地五丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス 電話番号 03-3549-6838
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	金澤 秀文
住所又は所在地	大阪府大阪市淀川区野中南二丁目10番30号(株式会社昭和化学機械工作所所在地)
職業又は事業の内容	株式会社昭和化学機械工作所 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社昭和化学機械工作所 連絡場所 大阪府大阪市淀川区野中南二丁目10番30号 電話番号 06-6303-0551
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年8月4日現在)

氏名又は名称	大西 康稔
住所又は所在地	大阪府大阪市淀川区野中南二丁目10番30号(株式会社昭和化学機械工作所所在地)
職業又は事業の内容	株式会社昭和化学機械工作所 取締役
連絡先	連絡者 株式会社昭和化学機械工作所 連絡場所 大阪府大阪市淀川区野中南二丁目10番30号 電話番号 06-6303-0551
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員



【所有株券等の数】

株式会社ダルトン

(平成28年8月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、平成28年6月30日現在、対象者普通株式204,806株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

矢澤 英人

(平成28年8月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	461 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	461		
所有株券等の合計数	461		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(12,208株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数12個を含めております。

安藤 隆之

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(3,723株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 安藤隆之氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

瀬尾 博幸

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 瀬尾博幸氏は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式275株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 瀬尾博幸氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

春原 伸次

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 春原伸次氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

小林 恒夫

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(1,122株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 小林恒夫氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

矢澤 明人

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	344 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	344		
所有株券等の合計数	344		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(10,008株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数10個を含めております。

吉永 勇一

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(6,381株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 吉永勇一氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

古賀 強

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	3		
所有株券等の合計数	3		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(3,322株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 古賀強氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

及川 正博

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(1,689株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 及川正博氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

大滝 邦彦

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 大滝邦彦氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

佐藤 憲一

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 佐藤憲一氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

門馬 恒視

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(6,381株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 門馬恒視氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

齋藤 義幸

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(6,381株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 齋藤義幸氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

荒木 和行

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(6,381株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 荒木和行氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

桑原 敏之

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(6,381株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数[6]個を含めております。

(注2) 桑原敏之氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。



金澤 秀文

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(6,381株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 金澤秀文氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

大西 康稔

(平成28年 8 月 4 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 大西康稔氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 8 月 4 日現在)(個)(g)」に含めておりません。

## 2 【株券等の取引状況】

### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、対象者の取締役会長であり第5位株主の矢澤英人氏(所有株式数449,400株、所有割合3.21%)及び対象者の顧問であり第7位株主の矢澤明人氏(所有株式数334,400株、所有割合2.39%)との間で、平成28年8月3日に本応募契約を締結しております。本応募契約の概要については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

## 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

本応募契約において、公開買付者は、本取引終了後に、対象者の取締役会長であり第5位株主の矢澤英人氏(所有株式数449,400株、所有割合3.21%)及び対象者の顧問であり第7位株主の矢澤明人氏(所有株式数334,400株、所有割合2.39%)に対して、対象者普通株式の一部を譲渡することを合意しております。本応募契約の概要については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に関する重要な合意に関する事項」をご参照ください。

## 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

### 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年8月3日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとこのことです。詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び同「(3) 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

前記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、平成28年8月3日に、対象者の取締役会長である矢澤英人氏(所有株式数449,400株、所有割合3.21%)との間で、本応募契約を締結しております。

本応募契約の概要については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 JASDAQ市場						
	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月	平成28年 8月
最高株価(円)	194	188	182	176	170	238	182
最低株価(円)	143	174	166	165	118	133	166

(注) 平成28年8月については、8月3日までの株価です。

### 3 【株主の状況】

#### (1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満 株式の 状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数 の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年12月19日 関東財務局長に提出

事業年度 第70期(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年12月18日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第2四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年5月13日 関東財務局長に提出

事業年度 第71期第3四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月4日 関東財務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ダルトン  
(東京都中央区築地五丁目 6 番10号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「平成28年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、平成28年8月3日に「平成28年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	平成28年9月期第3四半期連結累計期間
売上高	10,771,725千円
売上原価	6,974,765千円
販売費及び一般管理費	3,942,014千円
営業外収益	26,469千円
営業外費用	63,970千円
親会社株主に帰属する四半期純利益	361,768千円

1株当たりの状況

会計期間	平成28年9月期第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	25.85円
1株当たり配当額	円